

質問内容

郵政民営化について

介護保険制度の改革について

アスベスト対策について

原油の高騰について

防災について

災害時の要援護者対策について

再質問

郵政の問題

介護保険の問題

原油の高騰

大滝の問題

災害時の要援護者対策

◆十番（今井光子）（登壇）ただいまから一般質問をさせていただきます。

まず、郵政民営化について質問いたします。

郵政民営化を争点だとしながら、小泉首相は、民営化で国民の負担が軽減されるかのような宣伝を繰り返しました。郵政公社には税金が一円も投入されていないのに、民営化すれば公務員を減らせる、また、公社のままなら黒字で収益の半分が国に入るのに、民営化をすると赤字になると国会答弁までしておきながら、民営化になれば、より多くのお金が国に入るかのように平気で国民にうそをつき、審判をさせました。民営化が支持されたとしておりますが、自民、公明の与党に入った得票は、比例が五一%、選挙区四九%と賛否が二分されております。私には、戦争が負けているのに、勝った勝ったと情報を操作して、国民を戦争に駆り立てた時代がまたよみがえってきたのかとさえ思えました。

世論調査でも、「慎重に論議するべき」が五三・四%と過半数です。民営化は国民の要求ではなく、日米財界の要望に基づくものでした。日本共産党は、国民に密着したサービスを守るべきだと、一貫して反対してきました。郵政民営化に関しては、奈良県議会をはじめ県下の四十三自治体で意見書が上がり、中でも民営化反対の意見書は三十四自治体になっております。県議会での意見書では、国民的合意と納得なしに進めることは、民主主義の手續上も大きな問題であるとしています。

県民生活とのかかわりでは、郵便局員が配達中に安否確認を行い、昨年、けがをしたお年寄りを発見して事なきを得るなど、郵便局は地域住民のライフラインの役割を果たしております。広陵町では、役場の出張所として住民票などの取扱い窓口にもなっております。また、県財政においても、十五年度末で郵貯、簡保の資金約三百億円が、公営住宅、病院事業、下水道事業などの生活に密着した公共事業の借入りに利用されてきました。

そこで知事にお伺いします。奈良県においては、郵便局が三百三十カ所、農協が百二十五カ所、南都銀行が八十九カ所と、郵便局が県民生活になくてはならない存在になっております。野迫川村、上北山村には郵便局しかありません。過疎地の郵便局は高齢世帯の声かけなどを行い、対象世帯は全世帯の七、八割とのこと。郵政民営化により、このような機能が損なわれることが危惧されます。国は、二万四千カ所の郵便局の中で七千カ所の過疎地のネットワークを残すとしておりますが、民営化で郵便、貯金など事業を分ければ赤字になり、その補償はありません。これらについてどのように考えておられるのか、また、国に対して民営化しないように要求す

べきと思いますが、いかがでしょうか。

介護保険制度の改革について、福祉部長に質問いたします。

六月二十二日、自公民三党によって介護保険法が改正されました。日本国憲法第二十五条は、生存権の保障を掲げ、国は社会保障の向上及び増進に努めなくてはならないとされています。介護の必要な人はだれでも安心して介護が受けられるように改正されてこそ、憲法第二十五条の向上・増進につながりますが、今回の改正は、国の財源を減らすことを目的に、高齢者の実態を無視して、利用者の負担を一方的に増す大改悪です。

予防介護導入による軽度者のサービス給付制限、ホテルコストの負担増、地域包括支援センター創設による自治体保健機能の縮小など、高齢者の命も脅かしています。多くは来年四月一日実施ですが、十月一日から、特別養護老人ホームなどの施設の食費、居住費、短期入所の食費、滞在費、通所サービスの食費が保険給付の対象から外され、全額自己負担になります。特別養護老人ホームでは、これまで五万円台の負担だったものが十万円を超えてしまいます。住民税非課税世帯の場合、相部屋で五万六千円が八万一千円に、ユニット型個室で十万円が十二万八千円に、従来型個室で五万六千円が十万四千元に上がります。低所得の高齢者や負担に耐えられない家族は、施設から在宅に戻ることにならざるを得ません。

既に入所をあきらめるケースが出てきています。要介護五で施設入所中で誤飲性肺炎になり、現在入院中の男性は、介護をする妻も病弱ですが、負担がふえれば家で見ると言われています。在宅では介護力も弱く、共倒れは目に見えています。頼る家族がいない独居老々世帯が増加する中で、行き場のない高齢者が増加すると予想されます。

国は、ホテルコストを取る理由に、在宅と施設の利用者の負担が不公平・不均衡としております。老人保健施設や介護療養型病床は、もともと住む施設ではなく、利用者は、入所施設のホテルコストに加えて、借家の方は家賃、持ち家の方は固定資産税やローンなど二重払いになり、逆に不公平になります。さらに、年金に居住費も食費も含まれると言っておりますが、国民年金の平均が四万六千円で、生活保護基準が独居で九万三千円と比較をしても、最低生活ができる金額になっていないことは明らかです。通所サービスでは、食費の自己負担がふえるために、利用回数を減らすなど利用抑制が起きております。在宅高齢者の栄養状態を悪化させ、通所による外出の機会を奪い、通所でしか入浴できない人は大変です。

十月実施は目前です。関係施設から各サービス事業者に料金改定通知が届きましたのは九月になってからです。料金改定は施設によってすべて異なり、利用者ごとに違います。利用者負担第三段階までの世帯非課税者には一定の低所得者対策がありますが、これも申請に基づくもので、本人や家族がそのことを知らなければ、救済措置があるのにサービスをあきらめることになります。

社会福祉法人の減免では、収入、預貯金、資産、親族の扶養、介護保険料の完納とがすべて満たされて初めて実現されます。世帯全員の収入証明や預金通帳の写しまで提出を求められると聞いております。改正法では、社会福祉法人の減免対象が百五十万円以下と所得基準が緩和されましたが、これは切実な要望が国を動かしたものです。すべての自治体が実態に見合ったように実施するよう、県として指導するべきと思います。社会福祉法人の減免は法人負担をふやすことになり、すべての法人で活用できるよう、今年度廃止した奈良県の独自減免を復活し、拡充すべきと思います。

息子や孫にこれ以上負担はかけられない、共働きでやっと生活しているのに負担が大き過ぎる、家では介護は働いているので困難との声が聞こえてきます。介護保険は介護を社会で支える制度ではなかったのでしょうか。保険料だけ徴収して理念を投げ出し、家族介護にまた戻そうとしております。まだまだ制度が知らされておられません。自治体は、新たな制度のもとで利用者がどうなるのか説明する責任があります。今回の改定によって施設サービスの利用者の負担がふえることになり、サービスの利用をあきらめる人を出さないために、県としてどのような取り組みを行うのか、お聞かせください。

次に、アスベスト対策について、健康安全局長にお尋ねします。既に質問がされておりますので、重複を避けて質問いたします。

六月の末から七月にかけて、アスベスト製品を製造しておりましたメーカー、クボタ、ニチアスから、製造工場労働者、工場周辺住民に肺がんや中皮腫による死亡事例など深刻な健康被害が出ている実態が相次いで発表されました。工場から飛散されたアスベストの吸引が原因と考えられ、労働者とその家族、住民の不安が広がっております。私の地元の王寺町でも、新聞で、ニチアス王寺工場で従業員三十一人がアスベストによる健康被害で死亡していたと報道され、それを受けて、七月十四日、私も王寺ニチアス周辺の住民の方と懇談させていただきました。工事の最盛期は一九五〇年から七〇年代ごろ、鉄道の引き込み線もあるほどだった、造船のパッキンなどをつくっていると聞いていた、当時会社の中に入ったことがあるが、粉じんで窓ガラスが真っ白になっていたなど、当時の様子を伺うことができました。また、潜伏期間が長いと聞いており、心配、これから長期にわたって検査をしてほしいとの要望が出されました。

八月一日から三日間、働く者の命と健康を守る奈良県センターのアスベスト労災電話相談では、既に企業や奈良労働局、県の相談窓口の対応がされている中にもかかわらず、二十三件の相談が寄せられ、労災申請六件、健康不安九件、病院紹介が二件と、七割以上が健康に関するものでした。日本共産党は、緊急実態調査の実施と調査結果の公表、石綿製品の製造・使用の全面禁止、健康診断と労災認定の抜本見直しを含む被害者救済、学校等に使われている石綿の完全撤去、解体工事における被害発生防止対策など、七項目の緊急申入れを県に対して行いました。

石綿肺がん、中皮腫の症例は、海外では一九六〇年代から、国内でも一九六〇年代末に確認されておりました。石綿による深刻な被害が出てくることを知りながら、石綿の使用禁止措置をおくらせたところに政府の重大な責任があります。クボタで明らかになった実態は、基準があっても、石綿のちりがもうもうと立ち込める作業所において、一九七六年まで濃度測定は行われておらず、工場敷地境界の濃度測定は一九八八年まで行われておりませんでした。背景には、企業の利益や要求を優先してきた政府の姿勢があったことは明らかです。ニチアスの資料では、石綿の使用をふやした一九七〇年代から労災認定の死亡が急増し、使用を減らした九〇年代以降も死亡者がふえております。このことは、アスベストの使用がなくなっても、十五年、二十年たって死者がふえることになり、発病から死亡まで、肺がんで十年以上、中皮腫で三十年から四十年と言われていることに合致します。

私も、十数年前に、広陵町でアスベストの製作所が道路を挟んで工場があり、その真ん中が学童の通学路になっているとして、改善を求めたことがありました。代表者が亡くなり、倒産したりしている企業の元従業員や周辺住民の健康に対する不安が広がっております。とりわけ、奈良県では専門医療機関や専門医も少なく、不十分です。

そこで、健康安全局長に伺います。アスベスト関連企業の元従業員や周辺住民の不安に対し、健康相談、専門治療についてはどのように対応していただけますか。検診費用や治療費については国と企業の責任で実施することを、県から国に働きかけていただくように強く要望いたします。

専門医の試算によれば、建設労働者の石綿肺がんは年間八千人と推定されております。今後、建物の解体など、建設労働者や周辺住民の被害拡大が予測されます。古い建物の解体は二〇二〇年から二〇四〇年がピークと言われております。研究者の発表では、今後四十年間に十万人のアスベスト被害が生まれるとの予測もあります。今後、建物の解体、改修に伴う飛散防止予防対策はますます重要になっています。関係者への飛散防止対策の周知徹底をしていただくように要望しておきたいと思っております。

原油の高騰について、商工労働部長に質問いたします。

九月二十二日、石油情報センターの発表によりますと、ガソリンの店頭価格が全国平均百三十一円となりました。湾岸危機後の一九九一年三月十八日以来、十四年六カ月ぶりの高値です。業界関係者は、アメリカのハリケーン被害を受け、国内の石油製品をアメリカに輸出するというニュースの影響もあり、品薄感が広がり、ガソリン価格が上がりやすくなっていると指摘しています。関連企業に聞きますと、スタンドでは、満タンの指定から、一定量や一定金額の注文に抑えるお客さんもふえてきているとのこと。トラック協会では、昨年四月からことしの七月まで一リットル六十三円から八十三円と二十円も値上がりし、業界全体では一円上がるごとに百八十

億円のコスト高になるそうです。この一年でガソリンが一割以上、軽油、重油、灯油が三、四割も高騰しました。

原油の高騰は地域経済に打撃を与えております。私の地元では、石油を原料にするプラスチック業者が、原材料の値上げによって悲鳴を上げております。長年プラスチック一筋で来たある業者は、昨年四月以来原材料が六回も値上げされ、価格へ転嫁できず、元請からは値下げ要請が出され、倒産に追い込まれました。繊維では、染色関係でボイラーをたくために、重油の値上げが大きな負担になっております。企業努力だけでは限界です。これから冬を迎え、暖房など県民生活にも重大な影響をもたらします。大阪では、銭湯が三百六十円から三百九十円に値上げされました。その一方で、中間決算では、石油元売会社だけが予測の二倍近くの利益を上げております。国際的な原油価格高騰が根本にあります、エネルギー確保と安定供給のため、国や県の緊急対策が求められます。

原油高騰が県下の地域経済に打撃を与えておりますが、とりわけ県内の中小企業に与える影響を県としてどのように把握されておられるのか。また、苦しい経営を余儀なくされております中小企業に対してどんな支援を行うのか、お聞かせください。

国に対しては、石油元売会社がユーザー、消費者に利益還元するように働きかけ、便乗値上げがないよう調査・監視すること、また、政府、民間の石油の備蓄を価格高騰を抑えるために機動的に放出し、安定的な供給実施のために方針を確立することを要望していただきたいと思っております。

防災について、二点質問いたします。

平成十五年四月、試験湛水によって地すべり現象を生んだ大滝ダムについて、土木部長に質問いたします。

大滝ダムは、伊勢湾台風の後、昭和四十七年、治水ダムとして総工費二百三十億円の計画でスタートいたしました。これまでに三千二百十億円の膨大な費用を投入し、二〇〇二年末を事業完了としていたところ、試験湛水によって白屋地区の地すべりが発生いたしました。我が国ダム史上最大規模のダム地すべりであり、国土交通省はダム湛水試験を中止して、対策に追われました。

白屋地区はもともと地すべり地域であり、地区住民は、ダム計画時から専門家に地質調査など総合的な検証を依頼いたしました。その後、白屋地区の斜面は、二十メートル級と五十メートル級の深さのところの地質的な弱い線があり、ダムに水をためたときに、これがすべり面になって地すべりを引き起こす可能性が指摘されました。ダムにより地すべりは拡大され、防止する方法はないとして、水没地域と同様に地域全体の移転を含めた対策を要求してきました。

一九八〇年三月、国会で辻第一衆議院議員が白屋の地すべりに対して質問したのに対し、十分な対策、長年月に耐え得る工法と答弁されております。当時建設省は、十分な検討もせず、五十メートルのところは問題ないとの判断を示しました。平成十一年の貯水池斜面対策検討分科会で、過去に地すべりの形跡がないとの判断がされております。これはダムを安全に建設できるという正当な理由になるのか。また、ダムを建設してもよいという判断は、だれが、どういう根拠で下したのでしょうか。

二〇〇三年五月にも共産党議員の質問に、白屋地区に対する地すべり対策として、鋼管杭アンカー、盛り土などの工法を実施と、地すべり対策は万全だとしてきました。にもかかわらず、なぜ地すべりが起きたのでしょうか。地すべり直後に国会質問で小泉総理は、今の技術レベルでは地すべりの発生を完全に予知することはできないとされております。国の責任は重大です。

国は、今後、地すべり対策として二百七十億円の事業費の追加と、工期を平成二十一年までに延長をすることを決めました。これで費用は当初計画の十五倍になりました。和歌山県など関係自治体は、これまでたびたびの追加があったが、これ以上は耐えられない、国はみずからの失敗を棚上げにして、一律住民負担を課すべきではないとの意見が上がりましたが、奈良県は、多目的ダム法に基づいて、九十億円の負担を無条件で受け入れました。これは将来県民の水道料金にはね返ってきます。関係者や住民からは、今後の工事で地すべりが起こらないという保障があるのか、財政負担だけがのしかかり、使えないダムにならないかとの疑問の声が出ております。

国土交通省では、白屋地区を地すべり域と緩み域に分け、現在計画されております地すべり対策は、地すべり

域を安定化することを主眼に置いております。大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会の対策案を基本に、コスト削減、工期短縮を目的とした設計施工一括方式により、大成建設が七十八億七千五百万円で落札いたしました。国土交通省は、工事の安全確認も随意契約で財団法人に委託しております。宮城の地震では、PFIで行ったプールの屋根が崩壊して、本来すべき工事が行われていなかったことが明らかになりました。

国土問題研究会大滝ダム地すべり問題自主調査団の研究によれば、白屋地区の背後斜面を高原断層が通っており、そこは必ずしも不動域とは考えられず、地すべり域の動きを抑えても、緩み域や背後の斜面の動きをとめられず、白屋地区の斜面を安定化できない可能性がある」と指摘しております。地すべりの力学的な数字、それを食いとめるためにはどれぐらいの杭やアンカーを必要とするのかを公表してこそ工事への信頼が持てますが、力学的数字は出ておりません。さらに、一九九九年の報告書の地質図にあった高原断層が、二〇〇三年報告資料の地質図から抹消されております。これでは万全の工事であるのかどうか、科学的に判断することができないと専門家は指摘しております。大滝ダムは、高さ百メートル、長さ三百十五メートル、堤体積百三万立方メートル、総貯水量八千四百立方メートルで、諏訪湖よりも大きな貯水量になります。バイオントンダムのようなダム地すべり災害を起こす可能性を秘めております。国土交通省の地すべり域のみを対象とした今の計画で本当に安心できるのかも含め、科学的データの公表を求めることが必要だと考えます。

そこで伺います。県として、国任せではなく、白屋地区の地すべり対策について独自に安全性を確認すべきと思いますが、いかがでしょうか。

住民は仮設住宅で三度目の冬を迎えようとしております。現在、骨材プラント跡が宅地造成され、住民の半数がここに移転し、残りは村外への集団移転と聞いております。ここも地すべりが心配されておりますが、移転地の白屋地区の安全性は何よりも優先されなければなりません。斜面の調査が行われていると聞いておりますが、その安全が確認されるのはいつになるのでしょうか、今後の見通しをお聞かせください。

対策工事は、来年の一月から土砂の運搬などを始めると地元で説明されておりますが、いまだに着工されておられません。土砂だけでもかなりの量になり、工事が始まったときの道路の渋滞が心配されておりますが、今後の土砂運搬計画についてお伺いいたします。

最後に、災害時の要援護者対策についてお尋ねいたします。

災害が発生したときに、また避難生活を余儀なくされたとき、高齢者や心身に障害のある方、子どもや妊婦など、特別な配慮と援助が必要です。浜松市は、災害時要援護者として、自分の身を守るために適切な防災行動がとりにくい人、急激な状態の変化に対応が困難な人、車いす、補聴器などの補装具を必要とする人、生活をする上で薬や医療装置が必要な人、情報のやりとりが困難な人、情報の入手・発信が困難な人、理解や判断ができなかったり時間がかかる人、精神的に不安定になりやすい人、ふだんは生活は支障がなくても、災害時など異常環境に置かれた場合に特別な手助けを必要とする人と説明しております。実際に災害の事前、事後に要援護者をどのように把握するかが大きな課題です。的確に情報をつかむ必要もありますが、同時に、当事者にとってはあまり知られたくない場合もあります。ボランティアが救援に入っても、個人情報の保護を理由に情報提供がなされなかったことも報告されております。全国的には、自主的な事前登録制で、いざというときの援助を自治体にお願ひするやり方がとられております。

そこで、総合防災監に伺います。医療、保健、福祉等にかかわっている人が連携して福祉力を防災力に変えていくことが重要と思いますが、個々具体の災害時要援護者対応マニュアルを市町村が作成するに当たり、県としてその指針となるものを示す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

阪神大震災では、亡くなった方の八四％が住宅の倒壊による圧死でした。事前の災害予防対策は、逃げ出さなくてもよい住まいとまちづくりが基本です。災害時、自力で身を守ることが困難な高齢者や障害のある方は、避難することも大変ですし、避難先の受入れも大変です。住宅やまちが安全・安心であるためには、建物の耐震診断、耐震補強に対する公的支援が求められております。既存住宅への助成制度が必要です。

県は今年度、耐震診断に補助を出すことで、今年度四百件、二百万円が予算化されました。内訳は一件当たり

三万円で、そのうち国が一万円、個人負担が一万円、県と市町村が五千円とその金額が低く、実際には利用する人があまりにも少なく、使えない制度になっております。実際の診断はその三倍以上はかかると聞いております。耐震診断を受けても、その結果、地震が来れば家が倒れると言われても、直すだけのお金がないというのが多くの県民の率直な意見です。県が本気で防災に取り組むかどうかが問われております。静岡県では、住宅の耐震補強はもちろん助成しておりますが、高齢世帯などではなかなか進まず、そのために、木造二階建ての一階に寝ている、家屋が倒れて身を守ることができる震災ベッドを開発し、その購入費用や家具の固定などにも助成をしております。

そこで土木部長にお伺いいたします。奈良県では住宅にかかわる耐震対策についてどのような取り組みをされておられるのか、お伺いしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。答弁によりましては、自席から再質問させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。(拍手)

◎知事(柿本善也) (登壇) 十番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対する質問は、郵政民営化についてでございます。

これはもう改めて申す必要もございませんが、郵便とか郵貯、あるいは簡保の郵政事業というものは、今まで国民生活に直接かかわるものでございましたし、これまで郵便局が果たしてきた社会的な役割は大きいものがあると思っております。特に、お尋ねの過疎地における郵便局の窓口業務のあり方、この点、私も地域の人間として大切だということを繰り返し申し上げてきましたし、さきの国会においてもこれは重要な論点として議論されてきたところでございます。そうした具体的な点を踏まえて、郵政民営化に関しては国会において十分議論の上結論が出されるべきものと、こういうふうを考えております。民営化しないように意見を出したのかどうかということですが、県としては予定しておりません。

以上でございます。

◎福祉部長(上森健廣) (登壇) 十番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私にしましては、介護保険制度の改革に伴いまして施設サービスの利用者負担がふえることになるが、県としてどのような取り組みを行うのかということでございます。

今回の介護保険制度の改革におきましては、施設の食費や居住費に係る年金給付と介護保険給付の重複の是正や、在宅と施設の利用者負担の公平性の確保の観点から、介護保険における給付は介護に要する費用に重点化することとされ、特別養護老人ホーム等の介護保険施設の食費や居住費については保険給付の対象外となり、本年十月から実施されることとなっているところでございます。この結果、新たな利用者負担が生じることとなりましたが、低所得者につきましては、負担が過重とならないよう、所得に応じた低額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図ることとされたところであります。

具体的には、市町村民税非課税の方々につきましては、利用者負担第一段階、第二段階及び第三段階のそれぞれに区分をし、これらの負担段階に応じ、居住費及び食費の負担基準額とそれぞれの負担限度額の差額を保険給付するものであります。これによって、施設入所されている方の約六割、いわゆる特養の場合につきましては、約八割の方々につきましては本軽減措置が講じられる見込みでございます。特に、低所得者層でございます利用者負担の第一段階及び第二段階の方につきましては、十月以降の負担総額は、従前と同程度か、または減額となるとともに、第三段階の所得の低い方につきましては、ユニット型個室の特別養護老人ホームに入所した場合には負担が困難になる場合もあると考えられることから、これらの方の入所が可能となるように、新たに、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度を拡大して対象とする予定でございます。

いずれにいたしましても、県といたしましては、これらの制度が円滑に運用され、低所得者の方がサービスを利用できないというようなことがないように、市町村、事業者への周知を図るとともに、すべての市町村に対し

て、利用者一人ひとりに改正の趣旨の周知を図り、手続が遅滞なく行われるよう指導をいたしているところでございます。

以上でございます。

◎健康安全局長（三上貞昭）（登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、アスベスト対策、特に関連企業の元従業員や周辺住民の不安に対しまして、健康相談、それから専門治療についての県の対応はということでございます。

アスベスト問題が報道された後、広く県民の不安に対応するために、直ちに、七月十一日に、県におきましては、健康増進課及び各保健所におきまして健康相談窓口を設置いたしました。九月十六日現在は、元従業員や周辺住民を含めて二百七件の健康に関する相談がございました。また、九月五日には、奈良労働局と共同いたしまして、石綿に係る健康相談を奈良県医師会館で実施いたしまして、個別健康相談に元従業員等二十五名が参加いたしております。

なお、情報の提供につきましては、健康増進課のホームページにアスベストの健康相談に関するQ&A、これを掲載するとともに、アスベストを吸い込んだ可能性があつて、胸痛などの症状がある方が受診可能な県下の二十四の医療機関をそこで紹介いたしております。また、アスベストに関する相談窓口や受診可能な医療機関を掲載したチラシ、これも作成いたしまして、県政情報提供コーナー二十カ所に配置いたしております。さらに、アスベストに関する検診や診療、相談、こういった業務にかかわる保健医療関係者の資質の向上、これを図るために、九月三十日に従事者講習会を実施する予定でございます。今後ともさらに、元従業員の方や周辺住民の方をはじめ県民の不安に対応するため、情報の提供等に努めていく所存でございます。

以上でございます。

◎商工労働部長（奥田喜則）（登壇）十番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましては、原油価格高騰の県内経済への影響とその支援策についてでございます。

原油価格の上昇につきましては、県内企業の経済活動や住民生活への影響が懸念されているところでございまして、そんな中、九月二十日に発表されました国の原油価格上昇による中小企業への影響調査によりますと、原油価格の上昇により、約六割の中小企業が収益面で影響を受けており、その約七割がコスト上昇分の価格転嫁が困難な状況となっているとしています。また、県におきましても、県内の主要な産業について、関係団体等に対して聞き取り調査を実施いたしました結果、県と同様に、特にプラスチック製品製造業など原材料の石油依存度が大きい業種や、あるいは運輸業など燃料を多く使用する業種を中心に影響を受けておまして、厳しい市場競争の中で価格転嫁も困難な状況で、企業収益が圧迫されている状況が見られております。

原油価格の上昇によりまして影響を受けている県内中小企業者への支援につきましては、政府系金融機関、奈良県信用保証協会及び関係商工団体に特別相談窓口が既に設置をされておまして、深刻な影響を受ける場合にありましては、政府系金融機関によるセーフティネット貸付の利用も可能となっているところでございます。今後も引き続き、原油価格の動向が中小企業者に及ぼす影響につきまして情報収集や実態把握に努め、関係金融機関とともに密接に連携しながら、県の制度融資の経済変動対策資金や中小企業経営強化資金などを積極的に活用した金融支援を行っていくとともに、今後、国に対しましてもセーフティネット保証制度のさらなる適用拡大も強く働きかけていく所存でございます。

以上でございます。

◎土木部長（木谷信之）（登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

私には、大滝ダム関係で三問、あと住宅の耐震対策についてご質問がございました。

まず、大滝ダムの白屋地区の地すべり対策についてでございます。

白屋地区の地すべり対策事業につきましては、国において、白屋地区で亀裂現象が発生直後の平成十五年五月に、地すべりや地質等を専門とする学識経験者で構成する大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会が設立され、四回の委員会の検討を経て、同年十二月に、押さえ盛り土等による対策工法が提案されたところでございます。この白屋地区地すべりの対策工法につきましては、検討委員会の場で慎重に検討された結果提案された工法であることから、県といたしましても、安全性には十分配慮されていると理解しているところでございます。

次に、現在行われている斜面調査についてでございます。

現在、国におきまして、白屋地区以外の貯水池斜面の再評価を行うことを目的に、平成十七年三月二十五日に、地すべりや地質を専門とする学識経験者から成る大滝ダム貯水池斜面再評価検討委員会が設置されました。現在、調査の対象とされている五地区の斜面につきまして調査ボーリングが実施されているところでございます。そのうち大滝地区におきましては、おおむね調査ボーリングが完了し、現在、ボーリング試料の整理、取りまとめが行われております。今後、安定解析等終了後、斜面の再評価が実施される予定と聞いております。県といたしましては、国に対し、大滝地区の斜面再評価を最優先に実施するよう強く要望しているところであり、今後も機会あるごとに要望してまいります。

土砂運搬計画につきましてでございます。

現在、国におきまして、地すべり対策工事の詳細設計を実施中でございます。対策工法であります押さえ盛り土に必要な土砂の運搬に関しましては、この詳細設計の中で土取り場、運搬計画などを検討していると聞いております。今後、詳細設計を終えた段階で、国から具体的な内容が県、関係機関、地元住民等に示されるものと考えております。

次に、住宅の耐震対策についてでございます。

住宅の耐震性の向上につきましては、地震防災上重要であると認識しておりますが、住宅の耐震対策は、まず所有者が認識を深め、みずから行うことが基本と考えております。そのため、県としてはこれまで、県民に対する基礎的知識の普及を図るため、例えば、木造住宅耐震改修事例集の作成、県民向けの講演会などを行ってきたところでございます。また、市町村に対する技術的支援、さまざまな情報提供を行うとともに、耐震診断技術者の養成を行ってきたところでもございます。今年度からは、住宅の耐震対策に対する意識啓発を一層進める観点から、地震防災上重要な地域において県民が木造住宅の耐震診断を実施しようとする場合に、国、市町村と連携して、簡易な耐震診断に対し助成を行うこととしたところでございます。今後とも、耐震診断の普及に努めるとともに、補強部材の展示、家具の転倒防止方法などの具体的な情報提供を行うなど、県民意識を高め、住宅の耐震性の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

◎総合防災監（黒瀬芳紀） 十番今井議員のご質問にお答えいたします。

災害時要援護者対策の指針づくりについてのご質問でございます。

高齢者、障害者などの災害時要援護者支援対策につきましては、国において、本年三月、集中豪雨時等における避難支援の仕組みづくりを中心にまとめられた災害時要援護者の避難支援ガイドラインが示されたところでございます。さらに、本年度は、災害時要援護者の避難対策に関する検討会、名称はまだ仮称でございますけれども、これを設置いたしまして、避難行動後の避難生活の支援等について検討することとされております。

一方、本県におきましては、地域防災計画において、予防段階での災害時要援護者の安全確保や、災害発生時における災害時要援護者の支援について定めているところでございます。本年度は、この地域防災計画がより実効性のあるものとなるよう、個別の項目ごとの具体的な実施計画となる地震防災対策アクションプログラムの策定に取り組んでおります。その取り組みの中で、災害時要援護者支援対策につきましても、福祉部、健康安全局など関係します十の課と学識経験者から成るワーキンググループを設置しまして検討を行ってございまして、例えば、安否確認方法や情報伝達方法、安全な避難誘導の仕組みづくり、避難生活における配慮事項、医療機関との

連携・連絡体制、心のケアなどを検討課題としているところでございます。災害時要援護者対応マニュアルの作成に当たっての指針づくりにつきましても、現在このワーキンググループにおいて検討を行っており、国から出されたガイドラインを踏まえるとともに、国の検討会の動向も注視しながら、できるだけ早期に指針を策定することといたしております。

以上でございます。

◆十番（今井光子） お答えいただきまして、何点かお伺いしたいと思います。

郵政の問題に関しましては、知事にちょっとお伺いしたいと思います。県民の方から郵政の民営化をぜひ国に要望してほしいというような声を、陳情など受けたことがあるかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

それから、介護保険の問題ですが、本当に深刻な影響が出ているということで聞いているわけですが、先ほど部長の答弁では、サービス利用ができない人がないように周知を図るよう手続が行われるように指導しているというふうに言われております。この対象者を自治体が本当につかんでいるかどうかということですが、数字ですね、利用回数だとか、それで幾らかかったとかいう数字はつかんでいても、個別の対象者まで今つかめるように、なかなかないんじゃないかなというふうに思うんです。その辺ではぜひ実態を、どんなふうになっているのかという実態をつかんでいただきたいというふうに思います。

それから、この利用者の低所得者対策ですが、預金通帳の写しまで出せというようなことで、それだったらもういいですというふうに断る人たちが本当に多いということで、国のやっている対策が実際に合わないという問題がございます。百五十万円の社会福祉の減免でも、いろいろな運動の中でできたことでございますので、自治体によっては百五十万円にいかない基準を設けているところもあるというふうに聞いておりますけれども、これについても、ぜひ県として救済をするという立場で各自治体にそれを徹底していただきたいというふうに思います。この点でもう一度お伺いをしたいと思います。

原油の高騰につきましては、ぜひ政府系の融資を使いやすくしていただきたいというふうに、この制度を広く普及していただきたいということを要望しておきたいと思っております。

大滝の問題ですが、本当にこれは、第四回の検討会をやったので安全だというふうに部長がお答えになりましたけれども、この検討会のメンバーと、第十一回の貯水池斜面对策検討委員会で、深いすべり面の地すべりが起こらないというふうにこのときで判断されているメンバーと同じだというふうに聞いているわけです。やった人たちが、自分たちがやったように行って、問題があって、またその人たちが検討しているのが本当に安心かということでは、非常に疑問を持っております。そういう意味では、やっぱり奈良県としても、国から言われるままに白紙委任するような状態ではなくて、きちっと本当に安全なのかということをチェックをする必要があるのではないかとこのように思いますが、この点でもう一度お伺いしたいと思います。

災害時の要援護者対策については、本当に切実になっておりますので、今はおつくりいただいているということですが、できるだけ早く実現していただきたいというふうに思います。

◎知事（柿本善也） 再質問でございますが、郵政民営化について、しないようにという要望があったかどうかということですが、これはもう、どなたもが今の時代の話題としていろんな意見をいろんなところで聞いたと思いますので、一々別して、しないようにと聞いたのをどなたから聞いたというのは、ちょっとありませんが、これだけを別してということはありません。しかし、いろんな意見をいろんな場所で聞いておりますので、特に、民営化しないようにということで事改めて聞いたという記憶はございませんが、これだけの大論議でございますので、いろんな場所でいろんな意見交換がなされておりますし、私もそれなりにやっておりましたので、どうであったかと言われると、どれがどうであったかわかりませんが、これだけ別して聞いたことはない、ということだけお答えいたしたいと思います。

◎福祉部長（上森健廣） いわゆる利用者等の負担軽減についてのご質問でございますけれども、具体的には個々それぞれの方々についてお尋ねをしないと、現実的にどうなるのかというのは実態的にわからないだろうというふうには現実思っております。

ただ、先ほどおっしゃいましたいわゆる百五十万円の話でありますけれども、これにつきましては、基本的に、ユニットの個室、あるいはユニット型の準個室についての適用でありますけれども、これは全市町村が百五十万円を実施をするというふうに現在は聞いております。いずれにしましても、それぞれ市町村あるいは事業者の皆さん方に、今後ともより趣旨をきっちり徹底をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎土木部長（木谷信之） 大滝ダムにつきましてでございますが、安全性を県独自で確認すべしということだと思います。大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会のメンバーにつきましては、日本地すべり学会の顧問、元会長ということで聞いておりますし、日本国内におけるこういう分野の最高の権威の方々がお集まりだというふうに認識しておりまして、この検討結果が十分信用に足りるというふうに考えておるところでございます。

◆十番（今井光子） 時間がありませんので、大滝の問題では、そういう権威のある方がやられて、工事を行って、水をためて地すべりが起こったわけですから、次に二度とそういうことがないようにするために、ただ国の言うことをうのみにするのではなくて、きちっと県としても検証するべきだというふうに思います。その点でもう一度土木部長のご意見を伺いたいというふうに思います。

あとは、介護保険につきましては、昨日、国の方に十月実施を中止するようというふうなことを求めているということも申し上げておきたいというふうに思います。

◎土木部長（木谷信之） 地すべり対策について、県としてもということで再々にお尋ねでございますが、いずれにいたしても、地すべりというのは非常に難しいメカニズムで発生するものでございますし、簡単に素人がどうこうできるようなものでもございません。そういう意味で、日本の長年研究された方々のご意見というものは尊重すべきだと思っておりますし、この検討委員会のメンバーの方々のご意見というものは尊重すべきだと考えております。